情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令

（情報処理技術者試験規則の全部改正）

第一条　情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）の全部を次のように改正する。

情報処理の促進に関する法律施行規則

目次

第一章　情報処理安全確保支援士
第二章　情報処理技術者試験
第三章　独立行政法人情報処理推進機構の業務
附則

第一章　情報処理安全確保支援士

（情報処理安全確保支援士の資格）

第一条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第七条の経済産業省令で定めるものは、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事し、又は従事していた者であって、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣が認定した者とする。

（試験の科目等）

第二条　情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）の科目は、次のとおりとする。

一　情報処理システム（情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。以下同じ。）に係る業務に関する共通的知識

二　情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する専門的知識

三　情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する専門的能力

2　支援士試験の対象となる知識及び技能は、情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に必要な専門的知識及び技能とする。

3　支援士試験は、筆記試験により行うものとする。

（試験の免除）

第三条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

一　支援士試験に合格した者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験

二　支援士試験を受験した者であって、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において経済産業大臣の定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験

三　第三十七条第一項の規定によるＩＴストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ＩＴサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験（以下「高度試験」という。）並びに応用情報技術者試験のいずれか一の試験に合格した者（当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験

四　高度試験のいずれか一の試験を受験した者であって、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験

五　その他経済産業大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認定する者　経済産業大臣が定める科目について行う試験

（試験の回数等）

第四条　支援士試験は、毎年少なくとも一回行い、支援士試験を実施する期日、場所その他支援士試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ官報に公示する。

2　経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が支援士試験の実施に関する事務（以下「支援士試験事務」という。）を行う場合にあっては、機構。）は、前項のほか、支援士試験の適切な実施の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（試験事務規程の認可の申請）

第五条　機構は、法第十一条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に支援士試験事務の実施に関する規程（以下「支援士試験事務規程」という。）を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

2　機構は、法第十一条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（試験事務規程の記載事項）

第六条　法第十一条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　支援士試験事務の実施の方法に関する事項

二　受験手数料の収納の方法に関する事項

三　支援士試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

四　支援士試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五　その他支援士試験事務の実施に関し必要な事項

（受験手続）

第七条　支援士試験（機構が支援士試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第一による受験願書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　機構が支援士試験事務を行う支援士試験を受けようとする者は、機構が定めるところにより、受験願書を機構に提出しなければならない。

（合格者台帳の記載）

第八条　経済産業大臣は、支援士試験に合格した者の受験番号、氏名、生年月日及び合格証書番号を合格者台帳に記載しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による記載を行ったときは、支援士試験に合格した者の受験番号を官報に公示するとともに、試験に合格した者に対し、様式第二による合格証書を交付する。

3　経済産業大臣は、機構が支援士試験事務を行う場合においては、第一項の合格者台帳の写しを機構に送付する。

（合格者台帳の写しの保存）

第九条　機構は、前条第三項の規定による合格者台帳の写しの送付を受けたときは、支援士試験事務を廃止するまで当該合格者台帳の写しを保存しなければならない。